

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 4 月 27 日まで
② 昭和 30 年 4 月 27 日から 34 年 2 月 11 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

昭和 34 年 2 月 11 日から勤務していた A 事業所を結婚のため同年 9 月 1 日に退職したが、それ以前に勤務していた B 事業所及び C 事業所に係る脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 35 年 8 月 11 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は直前の申立期間と同一事業所別支店であるとともに、申立期間である 2 回の被保険者期間とは同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、脱退手当金の法定支給額は 9,840 円であるが、社会保険庁のオンライン記録では、同支給額より 131 円少ない 9,709 円と誤っている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年2月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金の加入手続は、昭和43年10月の婚姻後、よく覚えていないが、私の姉が行ってくれたと思う。国民年金保険料は、毎月、私が集金人に納付し、領収書のようなものを保管していた記憶があるが、61年4月の基礎年金制度に係る関連手続時に夫の勤務先に提出したので手元には無い。申立期間について、国民年金保険料の納付記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとされる申立人の姉は他界していることから、申立期間当時の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和46年3月26日にA市から払い出されており、申立人は申立期間当時も同市に在住しているなど、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は昭和43年10月に婚姻（申立人の夫は共済組合員）しており、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金には46年3月17日に任意加入していることが確認できるが、申立期間は任意未加入期間であることから、制度上、46年3月の時点で、申立期間にさかのぼって国民年金に加入すること、及びさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄を見ると、昭和46年

2月以前は斜線が引かれ、同年3月の国民年金保険料は「46.4.30」の納付
検認日が記載されているなど、不自然な点はうかがえない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証
言等も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 9 月まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 35 年 4 月、集団就職で A 地にある B 株式会社に就職した。当時 10 人程度が会社の寮で生活をしており、仕事の内容は、自動車部品の製造、組立てで、給与は月約 8,000 円であった。同期入社と同僚及び同郷の先輩を覚えている。37 年の秋に父が稲刈り時に負傷したため、退職して帰郷し農業の手伝いをしていたが、同社に正社員として約 2 年半勤務していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 株式会社の複数の同僚が、「申立人を覚えている。」と供述していることから、同社に勤務していたことは推認されるものの、複数の同僚は、「申立人は 1 年ほどいたように思う。」、「そんなに長い間いなかったと思う。」と述べている上、詳細な勤務期間については記憶していないとしている。

また、申立人は、昭和 37 年秋に帰郷するまで B 株式会社に勤務していたと主張しているが、申立人が提出した同僚と写っている写真の海水浴場は 35 年の夏を最後に閉鎖されていることが確認できるとともに、そのほかに、申立人が帰郷した年月を推定できる証言等も得られないことから、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 10 月 1 日であり、社会保険事務所が保管している同社に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿を見ると、申立人が氏名を覚えている同僚は、35年10月1日又は36年2月1日に厚生年金保険に加入しているものの、同名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

加えて、複数の同僚の供述からは、申立期間当時、事業主はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年6月1日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和17年4月1日にA株式会社に入社し、同社内の学校に通い、入社2か月後にB課に配属されたが、1年間程度は会社と学校に半々出ていた。その後、同課で研究業務に従事していたが、20年1月ごろ空襲を受け、同年3月にはC市の工場に異動した。当時の同僚等として、同課の上司であるD氏、E氏を覚えている。A株式会社に入社後、終戦で退職するまでの間、同社を辞めたことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は、A株式会社のB課で材料研究の業務に従事していた。」と主張しており、当時の労働者年金保険法（昭和19年10月厚生年金保険法に名称改正）で被保険者となることができた筋肉労働者ではなかったものと推測される。

また、申立人が氏名を覚えていた事務職と推測される上司が厚生年金保険の被保険者となったのは、社会保険業務センターの厚生年金保険被保険者台帳では昭和19年6月1日であることが確認できる。

さらに、申立人とA株式会社への入社年月日が同一で、当時の状況を聴取することができた者は、「入社と同時に学校に入学し、2か月か3か月後に設計、製図を担当するF課に配属された。」と供述しており、この者についても、筋肉労働者ではなかったものと推測されるところ、社会保険事務所が保管する同人の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、昭和

17年6月1日に被保険者資格を取得し、18年4月1日に資格を喪失後、19年6月1日に再度資格を取得しており、申立期間の加入記録が無いことが確認できる。

加えて、申立期間当時の同僚のほとんどは、死亡又は連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る供述を得ることができない上、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の記載されているページには20人記載されており、申立人と同学年である者は19人いることが確認できる。そのうち、申立人と同様に昭和18年4月1日に被保険者資格を喪失している者は14人確認できることから、A株式会社の事業主は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年ごろから 34 年ごろまで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 30 年ごろから 34 年ごろの間、A 市に事務所があった株式会社 B に大工として勤務していた。当時、職場では旧姓で勤務していた。当時の複数の同僚の名前を覚えている。株式会社 B に勤務していた時は給料から厚生年金保険料を引かれ、手取りが少なくなった記憶があり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚全員が、社会保険事務所が保管している株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、そのうち同僚の一人は申立人を記憶していることから、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人を記憶していた同僚は、「申立人は、下請けの大工であり、専属の大工（社員）ではなかった。」と供述している上、申立人が同僚等として記憶している株式会社 B の複数の社員は、「申立人の名前に記憶が無い。下請け業者がかなりいたので、その職人であったのではないか。」と供述するなど、申立人が同社の社員であったとの供述を得ることはできなかった。

また、株式会社 B は昭和 45 年に倒産しているが、その時に同社に係る残務整理を担当した経理担当者は、「申立人に係る関係書類や印鑑等を見た覚えが無い。また、下請け業者の従業員の社会保険料等を差し引いた記憶はない。」との供述をしている。

さらに、社会保険庁の記録によると、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年2月1日である上、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同僚としている者は32年2月1日に厚生年金保険の被保険者となっているが、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。